

て放棄されたので、鹿北九州金属労働組合本部（八幡市前田幸町）・西田健太郎外十六名を選び市長並に市會議長（當日は年告一時より市長選舉市會議長）宛夫々左記條項の廃止書を提出することとなつたのである。

略　頼　著

- 一、早く仕事を増して貰ひたき事
- 二、長雨の時は日給の大分を日々支給せられたき事
- 三、最低賃金を第一回工賃女性一回に値上げせられたき事
（毎月標準賃金は男人大一回四十銭以下一回以上、女人夫九十銭以下五十銭以上）
- 四、一ヶ月二十日以上働かせて貰ひたき事
- 五、八時間労働制を即時実施せられたき事

（因に現在我勤務時間は十時間短し作業の状態に依り

一時職場内外休憩）

六、やりやり調度を遮断せられたき事

（因にやりやり調度とは就業増進政策の一環（トロ押しおみに對して）採れる本事業唯一の工賃抑制度なり）

七、公務の場合は被差遣費の支給は毎回全額月給の金額を支給せられたき事

八、同一労働同一賃金を支給せられたき事

九、被差遣事業の性質を理解し餘り苦悶なる精神を説める爲年青少女は仕事に耐へず現場監督は之等の人々を現場から突き逐へ才此の如き暴戾なる便後方談を改善して仕事を今少し緩和せられたき事